

令和6年3月26日

原子力安全対策課

担当者 高木

内線 1880 直通 0952-25-7081

E-mail : genshiryokuanzentaisaku@pref.saga.lg.jp

九州電力から玄海原子力発電所4号機において一時的に 運転上の制限を逸脱したとの連絡がありました

本日、九州電力から、原子力発電所の安全確保に関する協定書第6条に基づき、以下のとおり連絡がありましたのでお知らせします。

- ・本日18時26分から、玄海原子力発電所4号機において第16回定期検査のため原子炉出力の降下を開始した。
- ・20時32分に原子炉内の出力が不均一になったことを示す警報（1/4炉心出力偏差の警報）が発信し、保安規定に定める「運転上の制限」の逸脱と判断した。
- ・その後、20時40分に原子炉内の出力が「運転上の制限」の範囲内に戻った。
- ・本事象による環境への放射能の影響はない。

なお、県としても、発電所周辺的环境放射線に異常はないことを確認しています。

また、県からは、九州電力に対して次の2点を求めました。

- ・制限を逸脱した原因について、早急に詳細調査を行い説明すること。
- ・調査結果に基づく再発防止策を検討すること。

【参考：保安規定に定める1/4炉心出力偏差に係る運転上の制限】

原子炉出力が50%を超える場合、1/4炉心出力偏差は1.02以下であること

事象概要

原子炉では、炉心を上から円状に見て上下それぞれ4つの領域に分け、領域毎に設置している検出器により原子炉出力の管理をしています。保安規定では、原子炉出力が50%を超える場合に、これら領域間の出力の差を一定の範囲内(1.02以下)にすることを運転上の制限としており、今回は出力降下中に一時的にこれを超える差が出たため、警報が発信したものです。

